

【注意事項】

1 質疑書の締切、回答の期限は以下を原則としますが、入札通知書や公告文書等で別途明示している場合は、それによるものとします。

・質疑締切

閲覧日から起算して5日目の正午までとします。ただし、5日目が閉庁日の場合は次の開庁日とします。

・質疑回答

質疑締切日から起算して3日以内とします。ただし、3日目が閉庁日の場合は次の開庁日までとします。

2 回答については、京都府入札情報システムに掲載します。

3 質疑書は、持参かファックスまたはメールで綾部市建設部監理課へ提出して下さい。郵送は認めておりませんので留意願います。なお、ファックスまたはメールで提出の場合は、その旨を監理課に連絡いただきますようお願いいたします。

F A X (0773)42-4406 (代表)

E-mail : kanri@city.ayabe.lg.jp

4 質疑事項は、明瞭・簡潔に記載して下さい。

5 質疑事項の無い場合は、提出する必要はありません。なお、期限までに提出の無い場合には、質疑事項がないものとして取り扱います。

6 質疑事項がない場合には、その旨特に連絡はいたしません。

7 入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、口頭による質問・回答としますので、綾部市建設部監理課(TEL:0773-42-3280内線343・355)に連絡してください。

8 質疑書以外での閲覧設計図書に関する質問は、一切受け付けません。